

第3回分収造林事業のあり方検討委員会 議事要旨

I 開催日時：令和5年1月12日（木）14時～16時
開催場所：兵庫県土地改良会館6階 大会議室

II 出席委員（出席8名）
長谷川委員、大住委員、前田委員、茂木立委員、中尾委員
枅岡委員、福元委員、庵途委員

III 議事次第

1 開会

出席者及び検討スケジュール等（資料1）

2 議事

（1） 他府県の分収造林事業の状況（資料2）

（2） 今後の施業の方向性（資料3）

（3） 長期収支予測の算定条件（資料4）

※（1）～（3）の内容を踏まえ、各委員から意見聴取（別紙1 「主な意見」参照）

3 その他

4 閉会

(別紙1)

主な発言等

●委員

他府県の事例を見ても林業公社は非常に厳しい経営状況にあるが、分収造林事業の創設当初は、適切な林業経営をよる木材生産が目的であったが、その目的が変わってきているのではないか。

事務局：新たに、県民共有の財産と位置づけられたり、累積債務の解消を重視するなど、その目的が変わってきていると考えられる。

●委員

他府県の事例にある広葉樹林化や経営改善策について、進展しているような情報があれば、今後の検討の参考になるのではないか。

兵庫県の課題として再造林があるが、樹種の指定などはあるのか。

事務局：再造林の樹種の指定は無いが、補助事業のスキーム等を考慮し、農林機構から提案している。

●委員

既に利用間伐の実施区域を参考に、実勢の材価、コストで収支がプラスになると想定される区域を環境林として主伐するとの考えだが、今後の推移で、その区域が変わっていく点を踏まえ、県下の労働力等を踏まえた実現可能性も検討する必要がある。

主伐後の再造林について、現行の契約書に位置づけられていることから、再造林までを1巡目とする考え方もあるではないか。

長期収支試算にあたって、分収契約の変更を伴う場合には、その影響額も明らかにする必要がある。

●委員

広葉樹林化については国内の林業政策の中で、軽く扱われてきた印象が強く、広葉樹は種類が多くどんな種類なのかタイプも特定せずに広葉樹林化と言ってしまうことが多い。

一般的に広葉樹はかなり多くの光を必要するので、抜き切りレベルでは更新しないと考えられ、天然更新は人工造林と比較して確実性が極めて低く、広葉樹林を管理するシステムが備わっていなければ、成林させることは困難である。

管理コストだけを考えれば、残すべき木を選定した上で、強度の間伐を行い、人工林として管理していくことが適当である。

●委員

所有林内での治山事業跡地では、植栽された広葉樹が育っている事例もあり、シカ害の防除対策を行い、経過観察や簡易な補修等を行うことで、広葉樹林を成林させることも可能ではないか。

再造林については、分収造林事業だけでなく一般の林業経営者にとっても負担が大きいことから、実際に、再造林に対する上乘せ支援を行う際には、林業経営者との公平性にも配慮が必要である。

事務局：ケース4の上乗せ支援は、分収造林地を想定している。

●委員

分収造林事業は、民間資本で困難な区域を整備してきたことに起因しているが、特に条件の悪い区域も多く含まれ、全契約地を同一条件で行ってきたことにも問題がある。

個人では山林の経営が困難な状況の中で、個人管理できない森林を町が買収し、公有林化を進めている事例や公社が果たしてきた役割も踏まえ、県有林化などの時代にあった、新たな土地所有の方法も検討するべきではないか。

●委員

県分収林は個人が少なく、生産森林組合、市有林、縁故地が多い。生産森林組合が存続しながら森林経営していくことも課題である。土地所有者の姿をみながら、公社のこれまでの役割をしっかりと引き継いでいく必要がある。

●委員

長期収支試算の算定条件である木材価格は、ウッドショックの影響がある令和3年は除いて算定すべきではないか。

●委員

主伐経費と間伐経費で、令和3年度は主伐が上回っているのはなぜか。また、一般的な事例に照らして、高いと考えられるため、長期収支試算の結果に合わせて内訳も明らかにする必要がある。

従来の施業は、密植多間伐方式であったが、近年では、エリートツリーの導入により、疎植や下刈回数の低減等の低コスト施業が実践されており、これらの視点を踏まえた試算も必要である。

木材供給が滞ったことで、朝来のバイオマス発電所が停止したというニュースがあったが、例えば、バイオマス生産のための森づくりなど、マーケットを意識した木材の安定供給を踏まえたゾーニングという視点も必要ではないか。

事務局：令和3年度の主伐に関しては材価の高騰を踏まえ、成長が良い奥地の施業地を主伐したためである。

●委員

長期収支試算の条件の木材価格について、過去25年間の平均が適当であるのか、直近3年間ぐらいが適当であるのか、根拠を持って説明できる期間とすべきではないか。